

公立大学法人神戸市外国語大学客員研究員に関する規程

2007年4月1日
規程第77号

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸市外国語大学（大学院、研究所及び図書館を含む。以下「本学」という。）において、日本及び外国の学術研究者を客員研究員として受け入れることに
関し、必要な事項を定める。

(条 件)

第2条 客員研究員は、次の各号の一に該当する場合に受け入れるものとする。

- (1) 国内外の大学または研究機関等に所属する学術研究者が、本学専任教員と共同研究
を行う場合
- (2) 博士の学位を取得した学術研究者が、神戸市外国語大学外国学研究所にて、特定の
研究を行う場合
- (3) 本学が受け入れる日本学術振興会特別研究員（PD, SPD, RPD）
- (4) その他前各号に準ずる場合

(申 請)

第3条 客員研究員の受け入れを希望する神戸市外国語大学専任教員は、次の書類を添え
て、学長に申請しなければならない。

- ア 客員研究員受入申請書（様式1）
- イ その他学長が必要と認めるもの

(承 認)

第4条 前条の申請があったとき、学長は、教授会の議決を経て、客員研究員の受け入れ
を承認することができる。

- 2 学長は、前項の議決を得て、客員研究員の受け入れを承認した場合は、速やかに、客
員研究員受入承認通知書（様式2）により、申請者に受入承認の内容を通知するもの
とする。

(研究期間)

第5条 研究期間は2年以内とする。ただし、必要がある場合には、学長は、申請者から
の再度の客員研究員受入申請書（様式1）提出により、教授会の議決を経て、1年間の受
入期間延長を承認することができる。

- 2 学長は、前項の議決を得た場合は、速やかに、客員研究員受入承認通知書（様式2）
により、申請者に受入期間延長承認の内容を通知するものとする。

第6条 客員研究員は、1研究期間中につき1度以上、その研究成果の発表を行うものと
する。

(義 務)

第7条 客員研究員は、公立大学法人神戸市外国語大学研究倫理指針及び公立大学法人神
戸市外国語大学における研究行動規範に則り、研究活動を行うものとする。

- 2 客員研究員は、本学が行う研究倫理教育及びコンプライアンス研修等、本学が必要と
する研修等を必ず受講するものとする。

(待 遇)

第8条 謝金等を除き、客員研究員には、給与等は支給しない。

(施設等の利用)

第9条 客員研究員には、図書館その他研究に必要な施設の利用を認めることができる。
ただし、施設の利用等に要する経費は、これを徴収することがある。

(受け入れの取り消し)

第10条 客員研究員が、学内諸規定並びに受け入れの条件等に違反したとき、または学長
が正当な事由があると認めるときは、受け入れを取り消すことができる。

(細 則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。